
津奈木町中期財政計画

普通会計
(令和元年度～令和5年度)



令和元年7月
(令和3年10月改訂)

熊本県津奈木町

目 次

I	財政計画の意義・目的	1
1	財政計画策定の意義	1
2	計画策定の目的	2
II	計画策定の基本的な考え方	2
1	計画期間及び会計単位	2
2	計画の更新及び見直し	2
III	本町の財政状況について	3
1	歳入	3
2	歳出	6
3	基金残高	11
4	町債残高	12
IV	中期財政計画収支試算について	13
1	収支試算に当たっての基本的な考え方	13
2	収支試算の前提条件	13
3	歳入の確保・歳出の抑制に向けた取組の反映	16
4	中期財政計画収支試算	19
5	財政指標の推移	20
6	将来推計人口	20
7	今後の財政見通しと対応	20

I 財政計画の意義・目的

1 財政計画策定の意義

我が国の景気は、月例経済報告（令和元年7月内閣府公表）をみると「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とされています。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされています。

また政策態度として、政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。

このため、6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」、「成長戦略実行計画」等を閣議決定した。今後、これらに基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むとともに、成長と分配の好循環の拡大を目指す。さらに、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障を実現する。また、10月に予定されている消費税率の引上げを控え、経済財政運営に万全を期す。平成30年度補正予算及び臨時・特別の措置を含む令和元年度予算を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待するとしています。

このような中、本町の財政は、自主財源である町税収入が予算の1割程度しか見込めないことや、高齢化による扶助費、医療費の増額に加え、公共施設の更新費用の増加など、引き続き、厳しい財政運営が見込まれます。

町政運営においては、町民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに継続的か

つ安定的に行政サービスを提供していくことが求められ、そのためには、財政状況を的確にとらえた健全な財政運営が必要不可欠です。

これらのことから、将来的に持続可能な行財政基盤を確立するために、中期的な視点に立った財政計画を策定するものであります。

2 計画策定の目的

- (1) 中期的な財政収支の見通しを立て、これを基に、現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにします。
- (2) 中期的な視点から、第9期津奈木町振興計画基本計画で定める施策・事業の選択や位置付けをする際の財源の裏付けとします。
- (3) 財政に関する情報を幅広く提供し、本町の行財政運営への理解を深め、その改善を着実に進めるための契機とします。
- (4) 将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、第9期津奈木町振興計画実施計画の策定や予算の編成・執行及び日常の行政管理に当たっての指針とします。

II 計画策定の基本的な考え方

1 計画期間及び会計単位

- (1) 計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。
- (2) 会計単位は、普通会計（一般会計・恒久対策事業特別会計）とします。

2 計画の更新及び見直し

計画の更新は、計画期間の最終年度に次年度以降5年間の新たな計画を策定するものとします。計画の見直しについては、毎年度、情勢の変化等を踏まえ、適宜修正します。

Ⅲ 本町の財政状況について

中期財政計画の策定にあたり、本町の過去10年間の歳入・歳出決算額の推移、普通会計における財政指標の推移を見ると、次のとおりとなっています。

1 歳入

(1) 自主財源

地方自治体が自主的に収入できる財源であり、町税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入で構成されています。

歳入の根幹である町税収入は、令和2年度決算で約4億2,200万円、平成23年度決算額と比較すると約9,000万円、27.1%の増加となっています。主な要因としては、固定資産税が令和2年度決算で約2億6,200万円、平成23年度決算額と比較すると約7,500万円、40.1%の増加で、土地は減少しているものの償却資産分が約8,700万円増加となっています。これは、九州新幹線に係る大臣配分枠の増加によるものです。また、繰入金も令和2年度決算で約1億7,300万円、平成23年度決算額と比較すると約1億4,200万円、458.1%の増加となっています。自主財源は過去10年間で5.9%伸び、令和2年度決算で約8億4,900万円、自主財源比率は19.7%と災害等の特定財源の増加により減少しています。

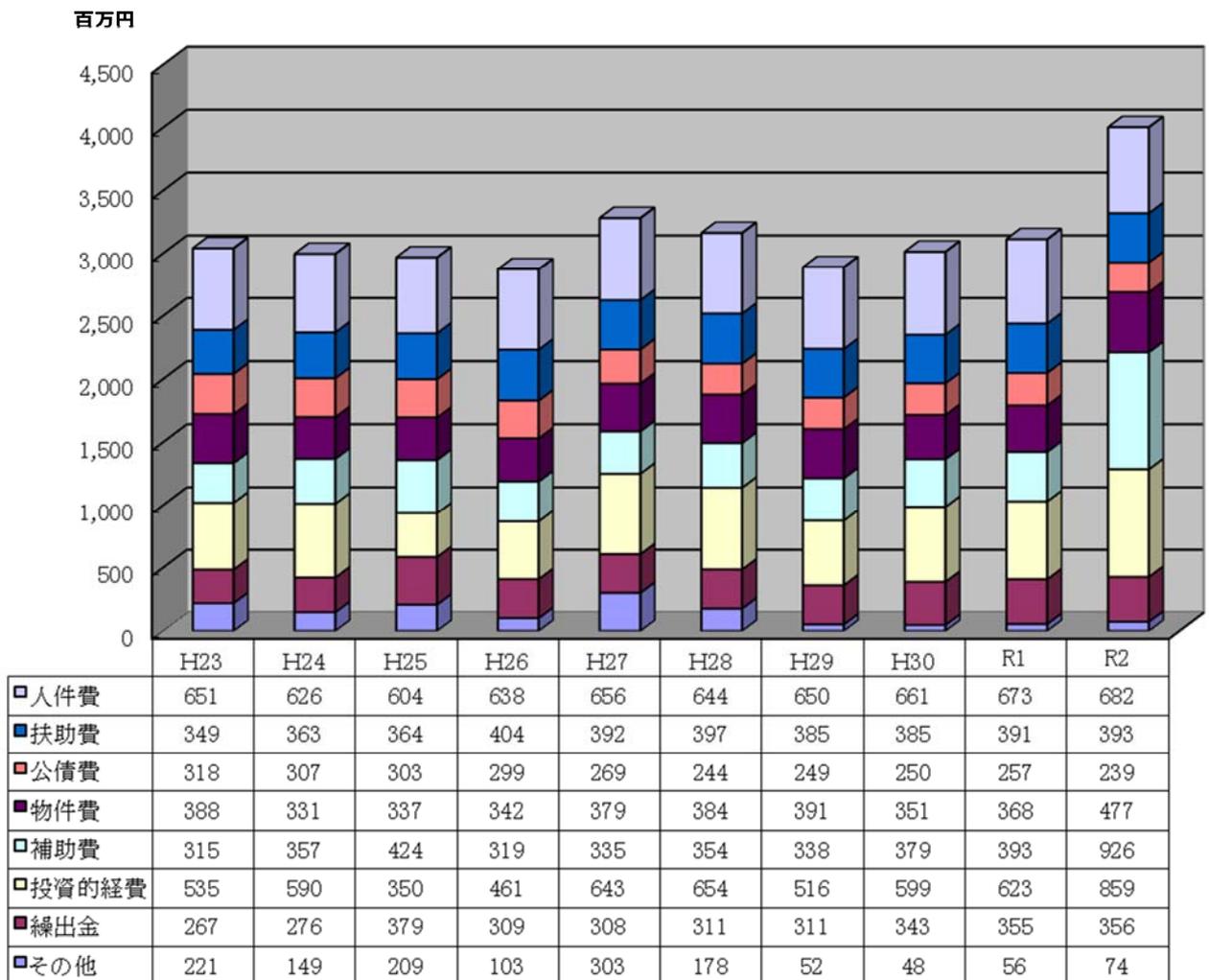
自主財源比率とは歳入全体に対する自主財源の占める割合であり、財政基盤の安定性や行政活動の自律性を確保するためには、この割合が高いことが望ましいとされています。

(2) 依存財源

国の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源といいます。地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税、地方債で構成されています。

平成22年度には、小中学校の耐震関連工事等の実施に伴い、国庫補助金が一時的に増加し、依存財源比率が80%を超えましたが、近年は74%台まで緩やかに減少していき、令和2年度は災害等の影響により再び80%を超えました。地方交付税への依存率についても災害等の影響により37%と4割を下回ってきたものの依然として高く、歳入総額は、地方交付税の動向や国・県補助金、町債等の依存財源に左右される傾向にあります。依存財源額は令和2年度決算で約43億300万円、平成23年度決算額と比較すると約10億2,400万円の増額となっています。

過去10年間の歳入決算額の推移

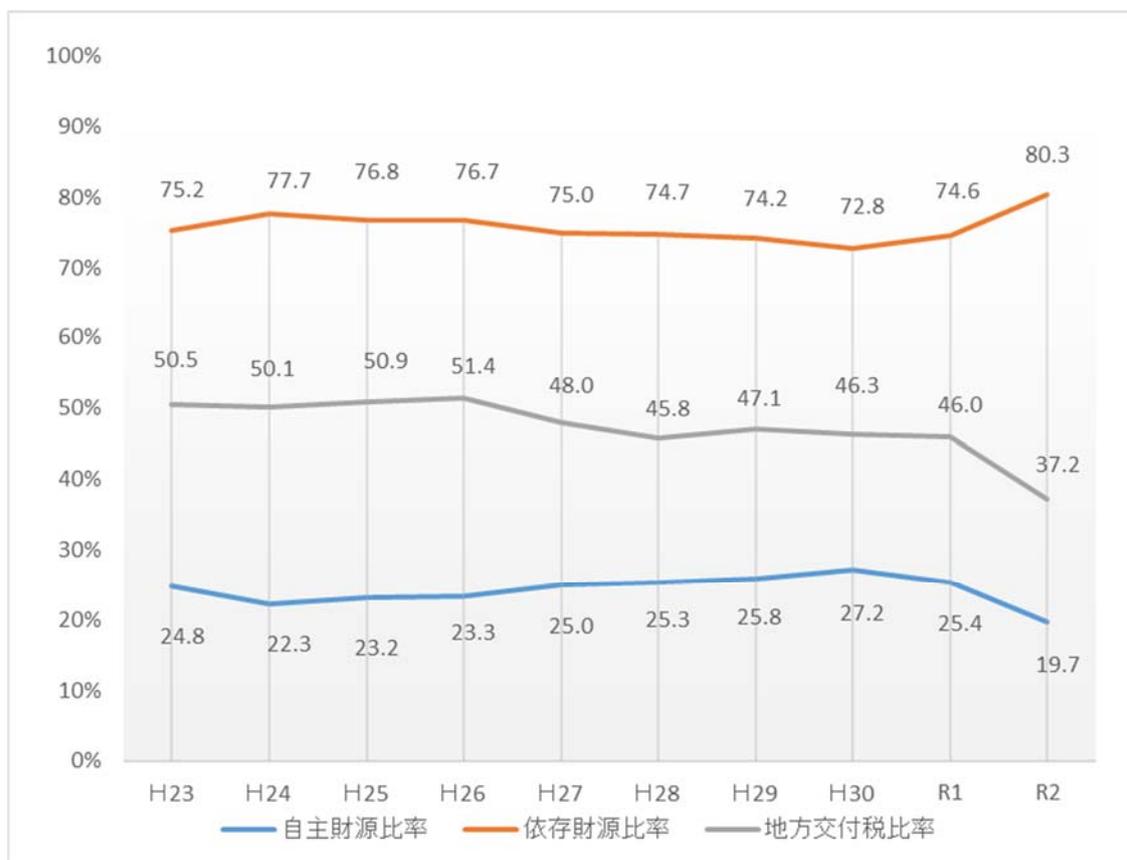


自主財源・依存財源・地方交付税の推移

単位：百万円

歳入区分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
自主財源	その他	161	84	51	92	47	60	75	70	78	101
	繰越金	176	98	112	103	85	91	100	184	139	80
	繰入金	31	99	136	68	275	233	142	143	112	173
	使用料・手数料	88	89	88	88	84	84	87	82	67	65
	分担金・負担金	14	12	12	17	14	15	17	14	10	8
	町税	332	332	331	339	355	361	392	382	423	422
	小計	802	714	730	707	860	844	813	875	829	849
依存財源	町債	155	193	174	152	242	242	189	250	298	406
	国・県補助金	552	613	572	538	566	614	548	484	518	1,317
	地方譲与税等	91	77	73	81	120	109	114	117	119	132
	地方交付税	1,632	1,604	1,604	1,562	1,648	1,526	1,483	1,489	1,502	1,599
	小計	2,430	2,487	2,423	2,333	2,576	2,491	2,334	2,340	2,437	3,454
合計	3,232	3,201	3,153	3,040	3,436	3,335	3,147	3,215	3,266	4,303	
自主財源比率	24.8	22.3	23.2	23.3	25.0	25.3	25.8	27.2	25.4	19.7	
依存財源比率	75.2	77.7	76.8	76.7	75.0	74.7	74.2	72.8	74.6	80.3	

自主財源・依存財源・地方交付税の推移



2 歳 出

(1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費で、きわめて硬直性の強い経費を義務的経費とといいます。歳出のうち、人件費、扶助費、公債費の3つの費目が厳密な意味での義務的経費とされています。人件費は、職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいいます。

町の人件費は、定員管理計画に基づく職員数の見直しから、平成20年度をピークに平成25年度までは減少傾向にありましたが、給与改定の見直しによる給料の増等で、近年は上昇傾向にあります。令和2年度決算額で約6億8,200万円、平成23年度決算額と比較すると約3,100万円の増加となっており、今後も、機構改革に伴う職員数の増などで上昇傾向にあります。

扶助費は、社会保障制度の一環として、各種法令に基づき、高齢者、児童、障害のある人への福祉サービスや生活保護等に支出される経費です。

町の扶助費は厳しい雇用情勢や少子高齢化の進展などに伴い、平成23年度から約4,400万円増加し、令和2年度決算額で約3億9,300万円と上昇傾向にあります。

公債費は、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。

これまでの予算編成方針で、地方債の発行限度額を2億5,000万円として抑制に努めた結果、平成23年度から約7,900万円減少し、令和2年度決算額では約2億3,900万円となっています。今後は、災害復旧費及び維持改修費に係る投資的経費の増加に伴い、地方債の発行額も増加するため、公債費は上昇の見込みです。

(2) 投資的経費

投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいいます。

平成22年度に小中学校の耐震関連工事等の実施に伴い約11億5,900万円と大幅に増額し、決算額に占める構成比率も32.3%に上昇しています。

近年は、振興計画に基づき事業推進を図り、構成比率は20%前後で推移していますが、橋りょう、公営住宅等の長寿命化計画や公共施設等総合管理計画をみると、維持改修の時期が重なり、投資的経費も増加する見込みです。

(3) その他の経費

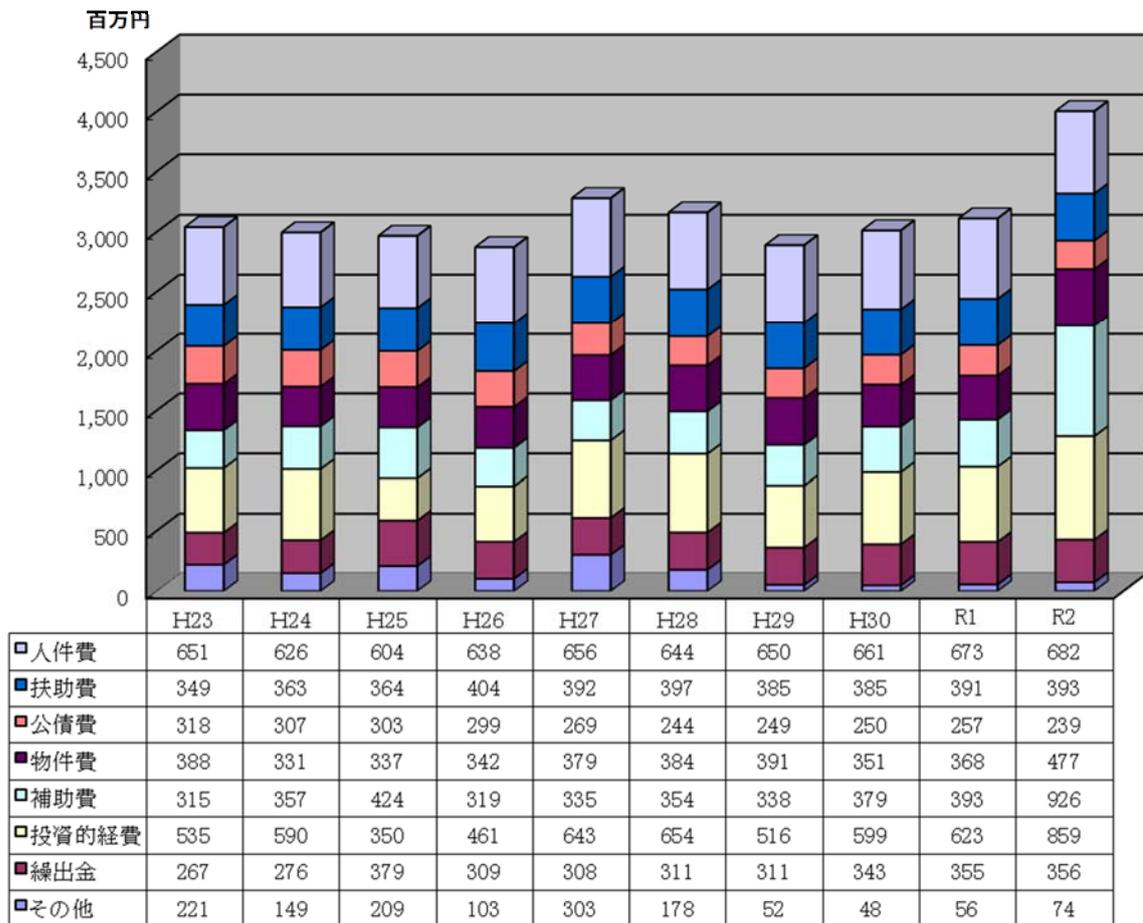
物件費は、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称で、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等になります。平成26年度に消費税率が5%から8%に、令和元年10月には消費税率10%へ引上げられ、更に新型コロナウイルス対応等により平成26年度から約1億3,500万円増額の令和2年度決算額では約4億7,700万円となっており、物件費の上昇には注意が必要です。

補助費等は、各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などで構成されます。補助費については、平成25年度の水俣芦北広域行政事務組合庁舎建設費に伴う負担金増額等により、4億円を上回り増額となりました。翌年度に一旦減少したものの再び増加傾向となり、さらに令和2年度は新型コロナウイルス対応等により決算額では約9億2,600万円となっています。今後は、水俣芦北広域行政事務組合でクリーンセンター改修費も予定されており、負担金増加の見通しです。

繰出金は、繰出し基準等に基づき一般会計から他の特別会計など異なる会計間において支出される経費です。

簡易水道事業特別会計への繰出金が平成25年度には、簡易水道統合事業に伴い、約3億7,900万円と増額しています。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業への繰出金も高齢化と社会保障費の増加に伴い、今後増加傾向にあります。

過去10年間の歳出決算額の推移



投資的経費・義務的経費の推移

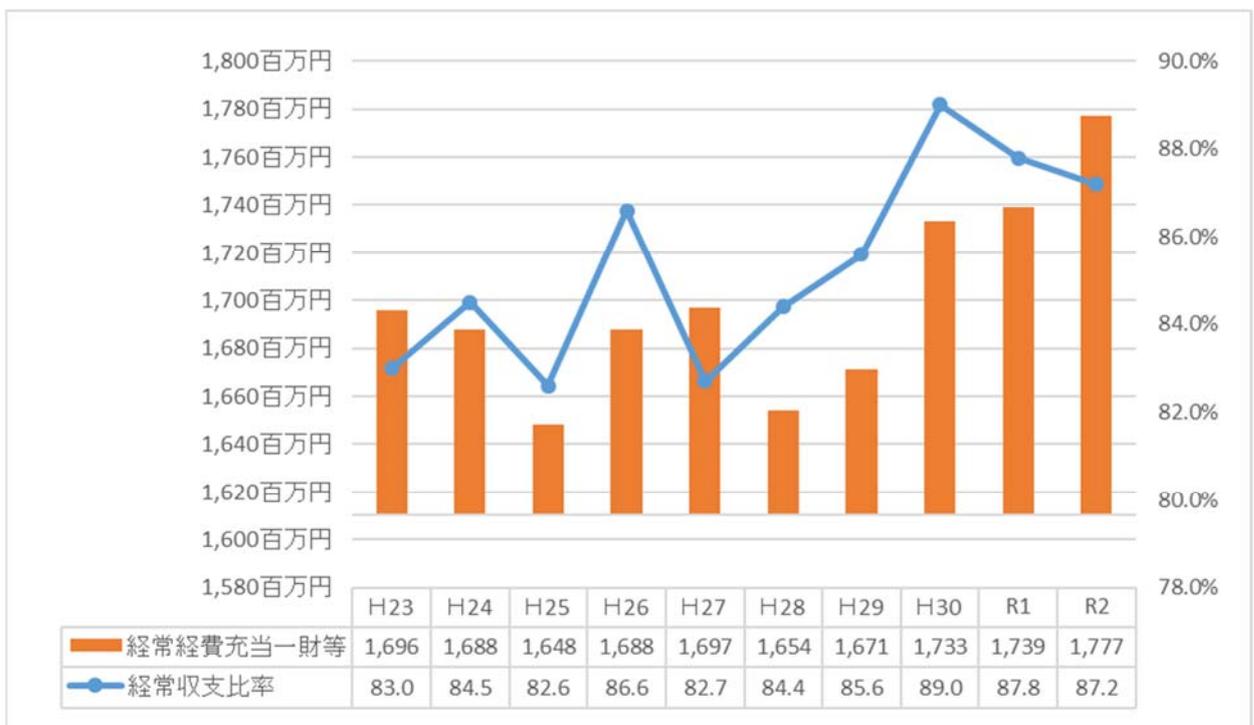


(4) 経常収支比率

地方公共団体が住民からのニーズに的確に応えていくためには、毎年支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といいます。経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債に占める割合をいいます。この比率が低いほど財政構造の弾力性が高いとされています。一般的に町村では、70%から80%程度が適正と考えられ、75%を超えるとその町村は弾力性を失いつつあるとされています。

本町の経常収支比率は、80%台で推移していますが、平成27年度からは3年連続で上昇し平成30年度は89.0%となり、その後も85%を超える高い水準となっています。扶助費、人件費の増加が主な要因となっており、今後も引き続き経常経費の抑制に努めなければなりません。

経常収支比率の推移

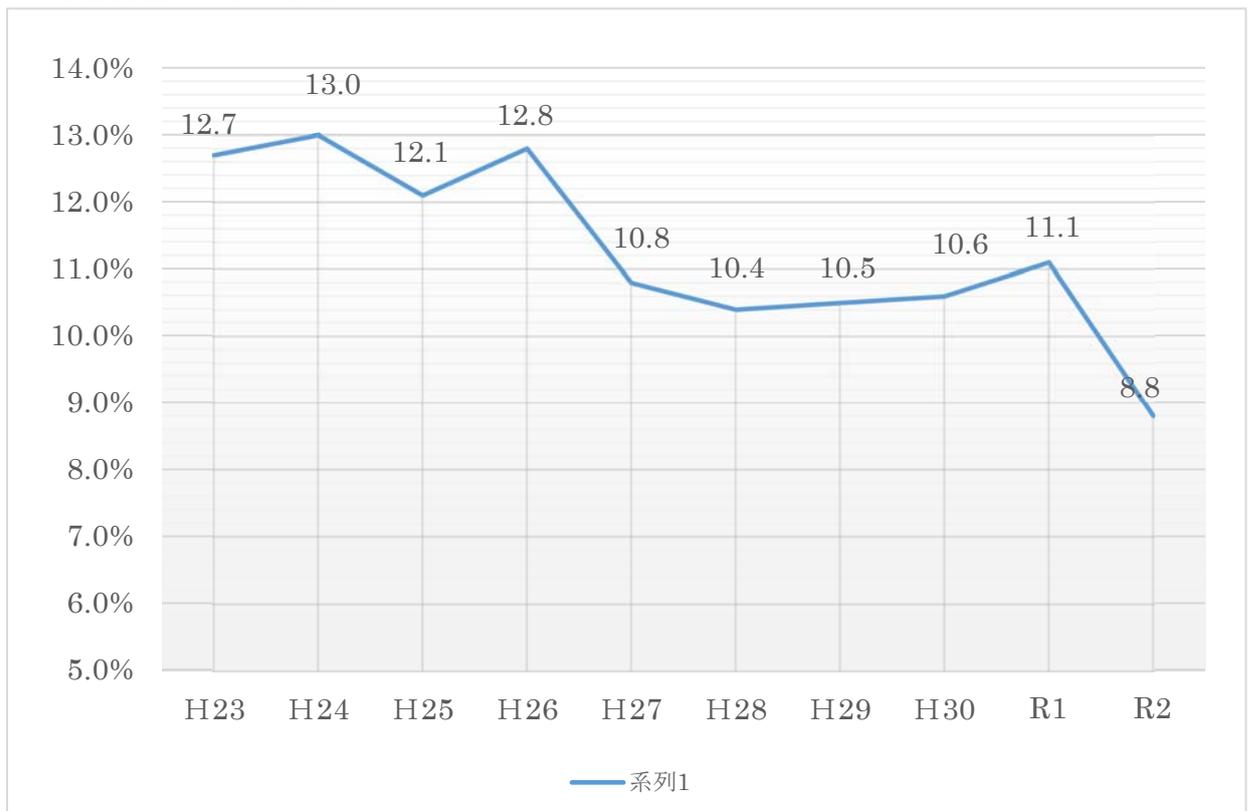


(5) 公債費負担比率

地方公共団体の借入金の元金及び利子の支払いのための費用である公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。本町では平成26年度まで警戒ラインに近い水準で推移していましたが、平成27年度からは10%台に減少し、平成29年度全国類似団体指数の12.1%を下回っています。

公債費負担比率の推移



3 基金残高

基金は、条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産です。

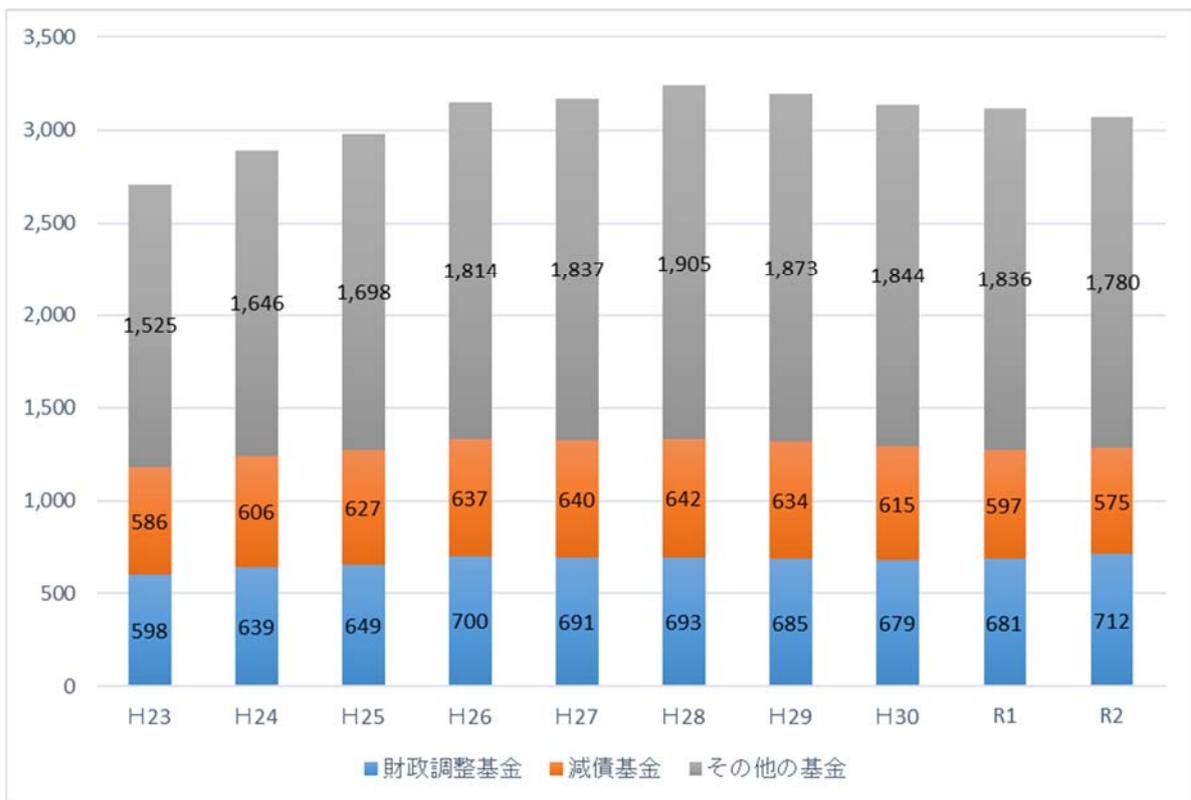
財政調整基金、減債基金及びその他13の目的基金を合計した残高は、平成23年度から2億3,700万円ほど増加し、令和2年度末では約30億6,700万円となっています。

本町は自主財源が少なく、一般財源の確保が厳しいため、災害等の不測の事態や公共施設の大規模改修等に備え、着実に積み立てを進めてきました。

基金残高の推移

単位：百万円

基金区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政調整基金	598	639	649	700	691	693	685	679	681	712
減債基金	586	606	627	637	640	642	634	615	597	575
その他の基金	1,525	1,646	1,698	1,814	1,837	1,905	1,873	1,844	1,836	1,780
合計	2,830	2,943	3,090	3,174	3,249	3,240	3,192	3,138	3,114	3,067



4 町債残高

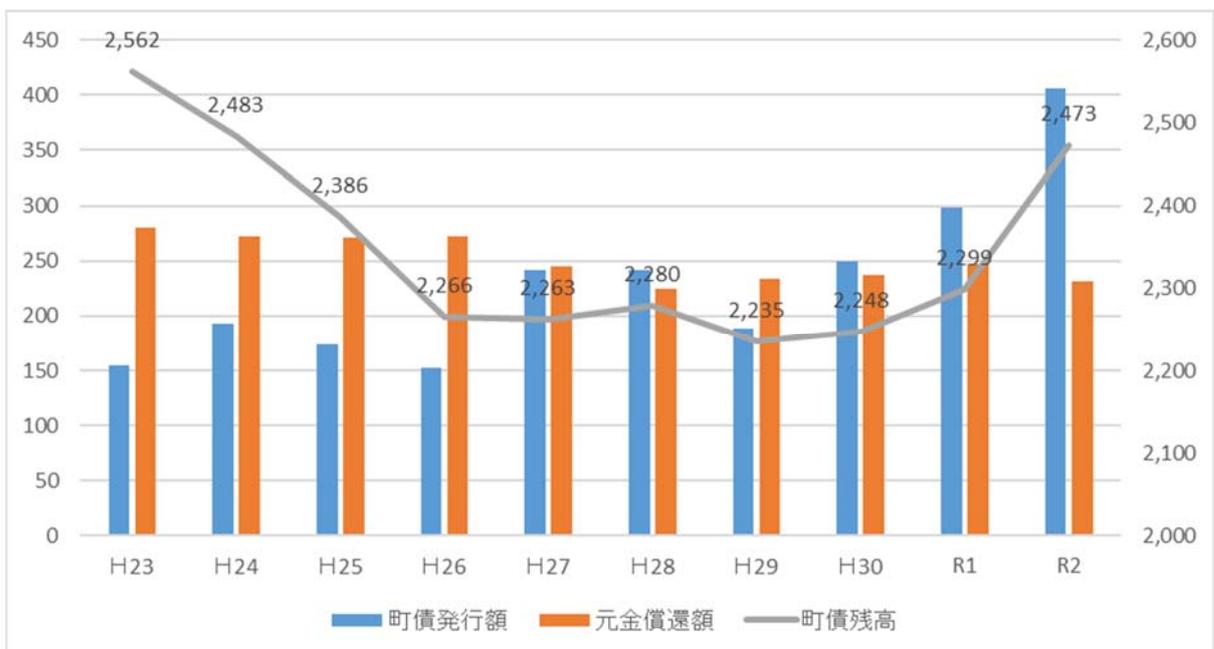
町債（地方債）は、資金調達のために負担する債務であり、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

平成23年度に25億円を上回っていた町債残高は、令和元年度には約22億円まで減少しています。これは、中期財政計画の中で町債発行限度額を2億5千万円として、発行額の抑制に努めた結果であり、元金償還額も平成23年度に比べ3,300万円減少し令和元年度は2億4,700万円となっていたが、令和2年度は災害や防災対策事業の増により残高が増加となっています。

町債残高の推移

単位：百万円

地方債区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
町債発行額	155	193	174	152	242	242	189	250	298	406
元金償還額	280	272	271	272	245	225	234	237	247	232
町債残高	2,562	2,483	2,386	2,266	2,263	2,280	2,235	2,235	2,248	2,473



IV 中期財政計画収支試算について

1 収支試算に当たっての基本的な考え方

令和元年度中期財政計画の計画期間においては、昨年度策定した第9期津奈木町振興計画基本計画と併せ、次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間にあたるため、新たな「津奈木町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少克服と町内での雇用確保に向け、長期的な視点に立ち具体的な事業展開を推進していきます。そのための事業費の確保が必要であり、また、過去に建設された公共施設等がこれから大幅な更新時期を迎えるため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立ち、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うことが重要になります。

このような状況を踏まえ、財政の健全性及び長期安定性を確保するため、歳入の積極的な確保や、内部努力の徹底などによる歳出抑制に取り組むとともに、必要な基金残高の維持を前提に、町債や基金を効果的に活用しながら、本町のまちづくりに必要な事業費を見通したうえで、今後5年間の財政収支を明らかにします。

2 収支試算の前提条件

(1) 共通事項

- ア 推計のベースは、令和元年度当初見込額を基準に、平成28年度～平成30年度決算額から推計します。
- イ 行財政制度は消費税を引き上げし、嘱託職員、臨時職員の任用を令和2年度から会計年度任用職員制度により推計します。
- ウ 将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を採用します。

(2) 歳入

ア 町税

- ・税目ごとの積上げにより推計。
- ・個人町民税は平成28年度から平成30年度の平均値を固定、法人税は令和元年度当初予算を基準に令和2年度が85%、令和3年度以降が80%で固定。
- ・固定資産税は過去の評価替え年度の伸び率から推計。
- ・軽自動車税は平成28年度から平成30年度の伸び率から推計。
- ・たばこ税は令和元年度当初予算額を固定。
- ・入湯税は平成28年度から平成30年度の平均値を固定。

イ 地方交付税

- ・普通交付税は令和元年度以降増収増加分の基準財政収入額算定分(75%)を減額。
- ・特別交付税は平成28年度から平成30年度の平均値を固定。

ウ 地方譲与税等

- ・地方消費税交付金は令和元年度から消費税増税(8%→10%、令和元年10月)を反映。令和元年度1.73%、令和2年度以降2.2%増。
- ・自動車取得税交付金は令和元年度消費税10%時の取扱いを反映し△20%。令和2年度以降は廃止。新たな環境性能割の導入。
- ・その他の譲与税は令和元年度当初見込額又は平成28年度から平成30年度の平均値を固定。

エ 国・県支出金

- ・生保、児童、高齢者対策等に対するもの(經常分)は、令和元年度当初見込額を基準に過去の伸び率から推計。
- ・建設事業に対するものは所要見込額により算定。
- ・その他に対するものは令和元年度当初見込額又は平成28年度から平成30年度の平均値を固定。

オ 分担金及び負担金

- ・分担金は令和元年度当初見込額を固定。
- ・負担金は消費税増税に伴う私立保育料無償化を見込み算出。

カ 使用料、手数料

- ・使用料は消費税増税に伴う公立保育料無償化を見込み算出。
- ・手数料は令和元年度当初見込額を固定。

キ 繰入金

- ・財政調整基金繰入金は歳計剰余金処分積立金が積み増しとならないよう繰入れ。
- ・減債基金繰入金は公債費の基準財政需要額未算入分を目安に繰入れ。
- ・特定目的基金繰入金は実施事業を考慮して所要額を見込む。

ク 町 債

- ・過疎対策事業債を基本とし、振興計画の投資的経費等から所要額を見込む。
- ・臨時財政対策債は、令和元年度当初見込額を固定。

(3) 歳 出

ア 人件費

- ・議員報酬は令和3年度以降定数10人で固定。
- ・令和2年度から会計年度任用職員制度により算出。令和4年度から公立保育園の民営化による減額を見込む。
- ・委員等報酬は令和元年度当初見込額を固定。
- ・職員給は定員管理計画を基本に退職者数や採用者数の増減により算出。

イ 扶助費

- ・令和元年度当初見込額を基準に過去の伸び率から推計。令和4年度以降に公立保育所の民営化による私立保育所等運営委託費の増額を見込む。

ウ 公債費

- ・元利償還金は平成30年度借入分までの償還計画に基づき算出。さらに各年度起債発行額を基に償還額を加算。

エ 物件費・維持補修費

- ・令和元年10月からの消費税増税(8%→10%)を考慮し、過去の伸び率から推計。

オ 補助費等

- ・一部事務組合負担金には、水俣芦北広域行政事務組合で予定されている施設の更新費用を見込む。

カ 投資的経費

- ・振興計画や長寿命化計画、公共施設等総合管理計画等から所要見込額を算出する。

キ 繰出金

- ・令和元年度当初見込額を基準に過去の伸び率から推計。

3 歳入の確保・歳出の抑制に向けた取組の反映

計画策定にあたっては、過去の実績等を踏まえるだけでなく、積極的に行財政革に取り組み、歳入の確保と歳出の抑制を図ることとします。

(1) 歳入の財源確保方針

ア 町税の徴収率の向上

歳入の柱である町税の確保及び納税の公平・公正の観点から滞納者に対する措置を講じると共に滞納処分や不納欠損を行いながら、国県と連携した合同徴収や個別相談を定期に開催し徴収率向上を図ります。

現年課税分の徴収率が97%未満となった場合、全職員による徴収班を組織し、職員一丸となって徴収率向上を図ります。

イ 受益者負担の原則に基づく、使用料及び手数料の適正化

負担とサービスの理念に基づき、利用者負担を段階的に2割程度に引き上げ、運営コストの見直しと利用者負担の均衡を図ります。この場合、利用者の急激な負担増とならない措置を行います。また、近隣市町村の状況等を常に把握し、適正負担に努めます。

ウ 未利用財産の有効活用

町有地のうち利用目的がない遊休地については、民間への売却又は賃貸を行い、利活用に努めます。

エ 基金の適正化と有効活用

財政調整基金については、標準財政規模の25%（約5億円）を下限として、大規模災害等へ即時対応できるよう余裕を持った運用を図ります。

減債基金の繰入れは（繰上償還を除く）、交付税の基準財政需要額への未算入額

を上限として繰入れを行います。

基金総額は、今後、公共施設の大規模改修等から減少傾向にあるため、その活用に留意する必要があります。

各種基金については、津奈木町資金管理計画に基づき、安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な資金運用に努めます。

オ 町債の適正化

町債は、社会基盤整備の財源として、また、世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るため、有効に活用する必要があります。

一方で、過度の町債活用は、後年度に過重な負担を強いる事になるので、事業の選択、実施時期の精査、償還計画や普通交付税基準財政需要額への算入状況、残高見込み等を勘案しながら慎重に対応し、公債費負担比率は、警戒ラインを超えないよう15%以内の水準を保つこととします。このため、町債発行額（臨時財政対策債を除く事業債）については、原則2億5,000万円を上限として、後年度の公債費の増大抑制に努めます。

(2) 歳出の抑制方針

ア 人件費の抑制

定員管理適正化計画による職員数の管理を行います。各委員会で、既に当初目的が達成されたものについては、統廃合しスリム化を図ります。

グループ制の利点を活かし業務分担を行うことで職員の時間外勤務手当を年棒5%以内に削減します。

イ 消費的経費の削減

電子化の活用を図り、通信運搬費の削減や電子決裁の導入によりペーパーレスを推進します。

事務用消耗品等の一括管理を行い、経費の節減に努めます。

冷暖房温度設定の管理を徹底し、夜間勤務時の照明を最小限にとどめ電気使用料の削減を図ります。

ウ 補助金・負担金の見直し

補助金は、本来の目的と役割に応じた交付水準や負担割合を検証し見直しするとともに、補助団体等の活動実績等の評価と検証を行います。法令に基づかない団体への負担金等については廃止、または適正化を図ることとします。

エ 民間活用の推進

町が直接行っている業務のうち、民間活用により効率的かつ効果的な住民サービスが提供できる業務については、積極的に民営化します。この場合、住民サービスの低下を招かないよう事務事業の選別を行います。

オ 特別会計への繰出し

特別会計への繰出金は増加が見込まれることから、繰出基準について適正化を図ります。国保及び介保特別会計については、予防事業の促進と多重受診の抑制を図り医療費の縮減に努めます。公営企業会計（簡水会計、宅造会計）については、独立採算の原則の観点から適正な使用料を定め、基準外の繰出金を原則行わないものとしてします。

カ 投資的経費の調整

振興計画の調整を図るとともに、令和2年度までに公共施設等総合管理計画の個別計画を作成し、執行年度及び事業費を調整し予算編成に反映させます。

4 中期財政計画収支試算

(歳入)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	決算額	伸率	決算額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
自財 主源	町税	423	10.7	422	▲ 0.2	411	▲ 2.6	414	0.7	417	0.7
	分担金・使用料等	77	▲ 19.8	73	▲ 5.2	75	2.7	75	0.0	75	0.0
	繰入金	112	▲ 21.7	173	54.5	190	9.8	201	5.8	198	▲ 1.5
	繰越金	139	▲ 24.5	80	▲ 42.4	63	▲ 21.3	60	▲ 4.8	57	▲ 5.0
	その他収入	78	11.4	101	29.5	71	▲ 29.7	71	0.0	71	0.0
	小 計	829	▲ 5.3	849	2.4	810	▲ 4.6	821	1.4	818	▲ 0.4
依財 存源	地方交付税	1,502	0.9	1,599	6.5	1,471	▲ 8.0	1,462	▲ 0.6	1,453	▲ 0.6
	国・県支出金	518	7.0	1,317	154.2	459	▲ 65.1	428	▲ 6.8	418	▲ 2.3
	譲与税・交付金	119	1.7	132	10.9	138	4.5	138	0.0	138	0.0
	町債	298	19.2	406	36.2	255	▲ 37.2	226	▲ 11.4	218	▲ 3.5
	小 計	2,437	4.1	3,454	41.7	2,323	▲ 32.7	2,254	▲ 3.0	2,227	▲ 1.2
歳入合計	3,266	1.6	4,303	31.8	3,133	▲ 27.2	3,075	▲ 1.9	3,045	▲ 1.0	

(歳出)

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	決算額	伸率	決算額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	
義務的経費	人件費	673	1.8	682	1.3	731	7.2	685	▲ 6.3	687	0.3
	扶助費	391	1.6	393	0.5	385	▲ 2.0	386	0.3	386	0.0
	公債費	257	2.8	239	▲ 7.0	249	4.2	229	▲ 8.0	219	▲ 4.4
	小 計	1,321	1.9	1,314	▲ 0.5	1,365	3.9	1,300	▲ 4.8	1,292	▲ 0.6
その他経費	物件費	368	4.8	477	29.6	383	▲ 19.7	385	0.5	387	0.5
	維持補修費	44	18.9	41	▲ 6.8	38	▲ 7.3	38	0.0	38	0.0
	補助費等	393	3.7	926	135.6	391	▲ 57.8	393	0.5	395	0.5
	繰出金	355	3.5	356	0.3	339	▲ 4.8	342	0.9	346	1.2
	積立金	12	0.0	33	175.0	12	▲ 63.6	12	0.0	12	0.0
	投資・出資・貸付	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
小 計	1,172	4.5	1,833	56.4	1,163	▲ 36.6	1,170	0.6	1,178	0.7	
投資的経費	普通建設事業	617	6.0	461	▲ 25.3	469	1.7	477	1.7	446	▲ 6.5
	災害復旧事業	6	▲ 62.5	398	6,533.3	13	▲ 96.7	13	0.0	13	0.0
	小 計	623	4.2	859	37.9	482	▲ 43.9	490	1.7	459	▲ 6.3
歳出合計	3,116	3.3	4,006	28.6	3,010	▲ 24.9	2,960	▲ 1.7	2,929	▲ 1.0	

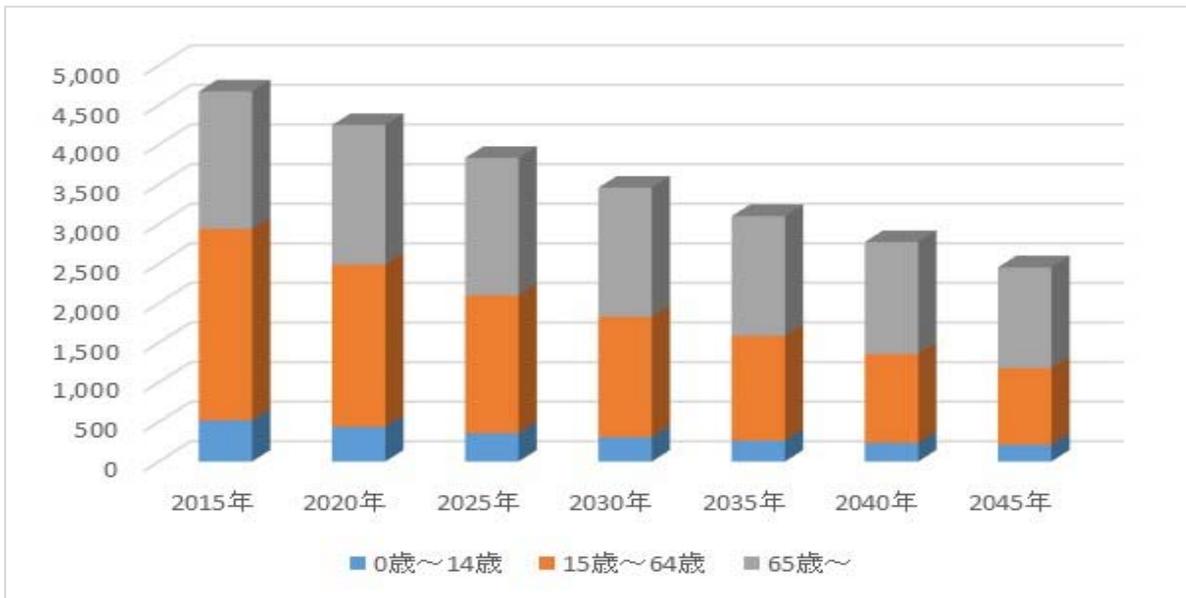
形式収支（歳入－歳出）	150	297	123	115	116
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

5 財政指標の推移

(単位：百万円、%)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金	財政調整基金残高	681	712	630	614	594
	減債基金残高	597	575	561	533	505
	その他基金残高	1,836	1,780	1,653	1,582	1,515
	合計	3,114	3,067	2,844	2,729	2,614
町債	前年度残高	2,248	2,299	2,473	2,488	2,493
	発行額	298	406	255	226	218
	元金償還額	247	232	240	221	211
	残高	2,299	2,473	2,488	2,493	2,500
公債費	公債費負担比率	11.1	8.8	10.9	10.1	9.7
経常収支比率		90.4	91.3	92.9	92.9	90.3

6 将来推計人口



7 今後の財政見通しと対応

国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口では、2045年には人口2,452人で2015年(4,673人)より約半数減少する見込みとなっています。生産年齢人口(15歳から64歳)と高齢者(65歳以上)の比率は、2025年にともに45%とほぼ同数となり、2030年からは高齢者の方が高い比率となる見込みで町税、普通交付税などへの影響が懸念されます。

歳入については、本町の財政構造上、地方交付税が歳入の約半分を占めており、今後、地方交付税の縮減次第では、一般財源総額の減少が見込まれます。また、自主財源である町税も経済対策の波及効果がみられず、個人住民税や法人住民税も横ばいで、増収も見込めないため、基金を取り崩しながらの財政運営となる見通しです。

歳出については、扶助費等の義務的経費や国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金の占める割合が高く、将来予想される高齢化の進展等に伴い、その割合はますます大きくなるが見込まれます。投資的経費についても公共施設等のうち、大規模改修の必要な築30年を経過した建物の更新時期が集中するため、現状の行政サービスを維持することは非常に厳しい状況が予想されます。

基金残高については、財政調整基金や減債基金の残高は積立を行わず、必要額を取り崩すことで減少する見通しです。また、その他特定目的基金も町有施設整備基金を中心に投資的経費への財源措置として取り崩す予定となっています。

地方債については、毎年度起債借入額を臨時財政対策債を除く2億5,000万円としているため、償還元金とほぼ同額でありほとんど横ばいで推移すると見込まれます。

経常収支比率については、人件費、物件費、扶助費、補助費、繰出金などあらゆる歳出の増額が見込まれるため、90%を越える数値で推移する見込みであり、財政運営の硬直化が懸念されます。

このような厳しい状況に対応し、今後も安定した財政運営を行うためには、本中期財政計画に基づき、「住みたくなるまちづくり」を基本とした振興計画を軸に、住民主体となる地域の協働が不可欠となります。また、財政健全化を推進していくためには、財源の確保策、歳出の削減策の具体的な取り組みを確実に実行していくことが求められています。

**津奈木町中期財政計画
普通会計
(令和元年度～令和5年度)**

令和元年7月作成
(令和3年10月改訂)

熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地
津奈木町役場 総務課 財政班
TEL 0966-78-3111
FAX 0966-78-3116